

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、地方卸売市場武生青果株式会社（以下会社という）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に規定する事項および施設の使用、監督、処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(開設者の業務運営の基本原則)

第2条 会社は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(開場の期日)

第3条 市場は、日曜日および国民の祝日（以下「休日」と総称する。）ならびに次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

12月31日、1月2日、3日、4日

- 市場は、前項の規定にかかわらず、出荷者および消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、またはこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日を開場しないことができる。
- 市場は、前項の規定により休日に開場し、または休日以外の日を開場しないこととしよう

とする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

(開場の時間等)

第 4 条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。午前 5 時から 午後 3 時 30 分まで

2. 取引の開始の時刻は、ベルまたは口頭をもって通知する。

(市場関係者への通知)

第 5 条 会社は、開場の期日、時間を変更しようとするときは、関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第6条 市場において、卸売の業務は、会社が自ら行うものとする。

(せり人)

第7条 会社が市場において行う卸売のせり人は、社長が選任する。

2. 会社は前項のせり人について「せり人登録簿」を作成し、次に掲げる事項を搭載する。

せり人の氏名及び住所

登録年月日

登録番号

第2節 買受人

(買受人の承認)

第8条 市場において会社から卸売を受けようとする者は、会社の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名、名称、商号、住所及び略歴

二 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名

三 取扱品目および買受け見込み高

四 必要により会社の承認した保証人2名を要求することができる。

五 その他必要な事項

3. 会社は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

一 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。

二 申請者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有しない者であるとき。

三 申請者が当該申請に係る市場および取扱品目の部類に属する市場の卸売業者または卸売業者の役員もしくは使用人であるとき。

四 申請者が第10条または第48条第1項の規定による承認の取り消しを受け、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第9条 前条第1項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

一 氏名、名称、商号または住所を変更したとき。

二 買受人としての業務を廃止したとき。

2. 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第10条 会社は、買受人が第8条第3項に該当することとなったときは、または卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2. 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なく、そ

の旨を会社に届け出なければならない。

(買受人の保証金等)

第 11 条 会社は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託または保証人 2 名以上の連署の保証書を求めることができる。

(買受人章)

第 12 条 会社は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2. 買受人は、前項の買受人章を市場内において、常に着用しなければならない。

第 3 節 関連事業者

(関連事業者の市場施設の使用契約)

第 13 条 関連事業者（出荷者、買受人その他市場利用者に便益を提供し、または市場機能の充実を図るため、市場内において店舗その他の施設を設けて営業する者をいう。以下同じ。）

は、市場施設の使用について開設者と契約を締結しなければならない。

2. 会社は、前項の契約の締結の申出のあった関連事業者が卸売市場における業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは前項の契約を締結してはならない。

3. 会社は、関連事業者が卸売市場における業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき又はこの業務規程に違反する行為があったと認めるときは第 1 項の契約を解除することができる。

(保証金)

第14条 関連事業者は、第13条第1項の契約を締結した日から起算して1月以内に保証金を会社に預託しなければならない。

2. 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
3. 関連事業者の預託すべき保証金の額は、20万円以上120万円以下の範囲において、関連事業者の種類に応じて預託する

(関連事業者に対する規制等)

第15条 会社は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務または取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

- 2 会社は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第3章 売買取引および決済の方法

(売買取引の原則)

第16条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第17条 会社は、地方卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 地野菜による物品 せり売り又は入札の方法

二 野菜全般、果実全般、花き全般、塩干全般の物品 せり売りもしくは入札の方法又は相対取引

2. 会社は、前項第1号に掲げる物品については、会社がせり売りまたは入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めたときは、相対取引の方法によることができる。

3. 会社は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定または変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第18条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その慣行による単位とすることがある。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

第19条 卸売の売買取引はそでの下、耳やり等秘密の方法によって行ってはならない。

2. 卸売の売買呼値は金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることが

できる。

3. 前項の符号を用いようとするときは、その符号について掲示しなければならない。

(指値のある受託物品)

第 20 条 会社は、受託物品に指値のある場合は、販売前にその旨を表示するものとする。

2. 前項の周知をしなかったときは、会社は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第 21 条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量(重量)その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

2. せり落しは、せり人が最高申込価格を呼びあげたとき、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達していないときは、この限りでない。

3. 前項の呼び上げ回数は、時宜に変更することができる。

4. 最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽せん、その他時宜の方法により、せり落し人を決定する。

5. せり人はせり落し人を決定したときは、直ちに、その価格および氏名または商号を呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第 22 条 卸売のための入札売は、その販売物品について、荷印、等級および数量その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後入札人に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2. 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。

3. 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、入札売りの場合に準用する。

4. 卸売のための入札売が、次のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

入札人を確認できないとき

入札金額その他指定事項が不明なとき

入札に際して不正行為があったとき

(異議の申立)

第23条 せりまたは入札に参加した者が、そのせり落し又は落札について異議があるときは、直ちに会社にこれを申し立てることができる。

2. 会社は前項の申立てについて正当な事由があると認められるときは、せり直しまたは再入札を行うことができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第24条 会社は、市場における卸売の業務の関し、出荷者または買受人対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2. 会社は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受を拒んではならない。

(受託契約約款)

第25条 会社は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めなければならない。

2. 前項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一. 委託物品の引き渡しおよび受領に関する事項

二. 受託物品の保管に関する事項

- 三. 受信場所に関する事項
- 四. 販売条件設定、変更および取扱方法に関する事項
- 五. 委託の解除、委託替および再委託に関する事項
- 六. 委託者の負担すべき費用に関する事項
- 七. 仕切りに関する事項.
- 八. その他重要な事項

(受託契約約款の掲示)

第 26 条 会社は、前条第 1 項の規定による受託契約約款を卸売場または主たる事務所の見やすい場所に掲示するものとする。

(販売前における受託物品の検収)

第 27 条 会社は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書または売買仕切書に付記するものとする。ただし、受託物品の受領に委託者またはその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2. 会社は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(物品取引の下見)

第 28 条 市場における卸売のための売買取引については、買受人に現品または見本の下見を行わせた後に開始するものとする。

2. 見本または銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示して行うものとする。

(卸売した物品の相手方の明示及び引取り)

第29条 会社は、その卸売をした物品を買受けた買受人が明らかになるよう措置をする。

2. 買受人は、会社から卸売を受けた物品をすみやかに引取らなければならない。
3. 会社は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、または催告しないで他の物に卸売することができる。
4. 会社は、前号の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札または相対取引に係る価格にその5%に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ)が前号の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第30条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次のいずれかに該当するときは、会社は、その売買を差し止め、またはせり直し若しくは再入札を指示することができる。

- 一. 談合その他不正な行為があると認めるとき。
 - 二. 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
2. 会社は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。
- 一. 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - 二. 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第31条 会社は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2. 衛生上有害な物品は、市場において売買し、または売買の目的をもって所持してはならない。
3. 会社は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、または撤去を指示することができる。

(売買取引条件の公表)

第 32 条 会社は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(卸売予定数量等の公表)

第 33 条 会社は、その日の卸売のための販売開始時刻までに、当日卸売をされる物品について、主要な品目の数量および主要な産地ならびに前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格を市場内の掲示個所に提示するものとする。

2. 会社は、売買取引の方法ごとに、当日卸売された物品について主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量および卸売価格を公表するものとする。
3. 会社は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（その条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る）をインターネットその他の適切な方法により公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第 34 条 会社は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の 10 日（売買仕切書または売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約

の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に対する消費税額及び地方消費税額に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第38条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に対する消費税額及び地方消費税額に相当する金額)、控除すべき第35条で規定する委託手数料及び当該卸売にかかる費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2. 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の率)

第35条 会社は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに、次の率以内の率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品	100分の8
果実及びその加工品	100分の8
花き	100分の10

(出荷奨励金の交付)

第36条 会社は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(買受代金の即時支払義務)

第37条 買受人は、会社から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(会社があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受

けた物品の代金(買い受けた額にその消費税に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2. 前項の特約は次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

当該特約が、その他の買受人に対して不当な差別的な扱いとなるものであるとき。

当該特約により卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第 38 条 会社は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければこれを変更してはならない。

(完納奨励金の交付)

第 39 条 会社は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

2. 前項の完納奨励金の交付は、会社の財務の健全性をそこない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときでなければ、交付してはならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第40条 関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地および建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、会社が指定する。

2. 会社は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
3. 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を会社に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき会社の承認を受けた者については、この限りでない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第41条 前条第1項の指定または同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、または当該施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、会社の承認を受けた場合は、この限りでない。

(現状変更の禁止)

第42条 使用者は、会社の承認を受けずに市場施設に建築、造作もしくは模様替を加え、または市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2. 使用者が会社の承認を受けて、市場施設に建築、造作もしくは模様替を加え、または市場施設の原状に変更を加えたときは、会社は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、またはこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第 43 条 使用者の死亡、解散もしくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、会社の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、会社の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定または許可の取消しその他の規制)

第 44 条 会社は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定もしくは許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補償命令)

第 45 条 会社は、故意又は過失により市場施設を滅失しまたは損傷した者に対して、その補修を命じ、またはその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第 46 条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、月単位で徴収し市場の指定する期間内に市場施設使用料を納付しなければならない。ガス、水道等の費用で会社の指定するものは、使用者の負担とする。

第5章 管理

(改善措置命令)

第47条 会社は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務または会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第48条 会社は、買受人がこの業務規程もしくはこの業務規程に基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第8条第1項の承認を取り消し、または6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる

2. 会社は、関連事業者がこの業務規程もしくはこの業務規程に基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、または6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。
3. 買受人または関連事業者について、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関し、この業務規程もしくはこの業務規程に基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、買受人または関連事業者に対しても第1項と第2項を適用する。

第6章 市場取引委員会

(市場取引委員会設置)

第49条 会社における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第50条 委員会は、この業務規程の変更（開場の期日及び時間、市場関係業者並びに売買取引及び決済に関する事項に限る。）に関し、会社に意見を述べることができる。

2. 委員会は会社における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、会社に意見を述べるすることができる。

(組織)

第51条 委員会は、10人以内で組織する。

2. 委員は、買受人その他の利害関係者及び学識経験者のある者のうちから、会社が委嘱する。

3. 委員は、非常勤とする。

(任期)

第52条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

(会長)

第53条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2. 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運 営)

第 54 条 会長は、会社、買受人等から発議があれば、速やかに委員会を開催するものとする。

(庶 務)

第 55 条 委員会の庶務は会社総務部総務課において処理する。

第7章 雑則

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第56条 会社は、事業年度ごとに、当該事業年度経過後90日以内に事業報告書を作成しなければならない。

2 会社は、前項の事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会社は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認めらるる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(無許可営業の禁止)

第57条 関連事業者が、許可を受けた業務を行う場合、ならびに会社が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2. 会社は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を指示することができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第 58 条 市場の出入り、市場施設の使用または物品の搬入、搬出および場内の運搬については、会社の指示に従わなければならない。

2. 会社は、前項の指示に従わない者に対しては、市場の出入、市場施設の使用または物品の搬入、搬出および場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第 59 条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2. 会社は、市場秩序の保持または公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者または市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(関係規程の制定)

第 60 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、会社が規則で定める。

附則 この規程は、令和 2 年 6 月 21 日から適用する。